

議案第140号

訴訟の提起について（大阪港湾局関係）

次のとおり損害賠償請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 株式会社中山製鋼 所 2 大阪地方裁判所 損害賠償請求事件	<p>本市は、被告に対し大正区船町1丁目1番1及び3番の市有地の一部（以下「本件賃貸地」という。）を貸し付けているところ、本件賃貸地に隣接する同1番4及び3番1の市有地（以下「本件土地」という。）における液状化対策及び本件土地上の防潮堤の補強に係る工事（以下「本件工事」という。）において、本件土地の土壌から油分が漏出していることが判明したため、本件工事を一時中断した上で、本件土地及び本件賃貸地の一部について土壌汚染の調査（以下「本件調査」という。）を実施したところ、被告が本件賃貸地において行う製鋼の工程において副生される油分等の汚染物質（以下「本件汚染物質」という。）が検出されたことから、本件工事を再開した上で、本件汚染物質を含有する土壌の廃棄処分（以下「本件廃棄処分」という。）を行い、本件工事を完了した。</p> <p>これを受けて、本市は、本件汚染物質を本件土地へ漏出させたことにより本件土地に土壌汚染</p>

を生じさせた被告に対し、本件調査に要した費用並びに本件工事の一時中断及び本件廃棄処分の実施により要することとなった費用に相当する額金291,934,000円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるものである。

令和6年5月16日提出

大阪市長 横山英幸

## 説 明

損害賠償請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。